

40～74歳の猿払村国民健康保険加入者の方へ

猿払村国民健康保険

最大9,000円、
年度内1回限り

人間ドック受診費用 助成制度

村外の健診機関などで人間ドックを受診した場合、村が行う特定健診(※糖尿病等の生活習慣病を予防するための健診)を受診したものとみなし、その費用の全部または一部を助成する制度です。



3ステップで簡単手続き

ステップ1



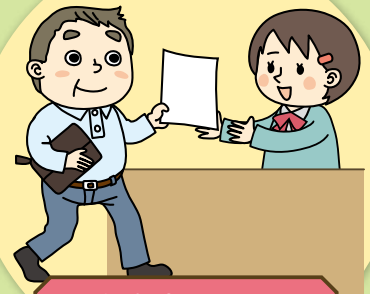
助成要件の確認

ステップ2



人間ドックの受診

ステップ3



助成金の申請

申請方法と手続きの流れ

申請期限がありますので、
申請はお早めに

ステップ

1

助成要件を確認

助成対象者

以下のすべてを満たす方が対象です



- ①申請時に猿払村国民健康保険へ加入しており、特定健診の対象者(40～74歳)である方。
- ②村外で人間ドック等を受診した方。(村が実施する特定健診を受診していない方)
- ③申請時に、国民健康保険税の滞納がない世帯に属する方。

ステップ

2

人間ドックを受診



助成内容

主な目的は、生活習慣病の予防です

下記に記載する全ての項目を含む人間ドックを受診した費用の内、9,000円を上限に自己負担額を助成します。(※項目外の受診費用は、助成対象外となります。) 助成は、同一年度内につき1人1回限りとなります。

区分	必須検査項目
問診	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む) 自覚症状又は他覚症状
計測	身長、体重及び腹囲の検査 BMI(次の算式により算出した値をいう。)の測定 BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m)の2乗
血圧	拡張期血圧 収縮期血圧
肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(GTP)
脂質検査	中性脂肪 HDLコレステロール LDLコレステロール
血糖検査	HbA1c(ヘモグロビンA1c)又は空腹時血糖
尿検査	尿糖、尿蛋白
医師の判断	医師の判断(判定)、検査を実施した医師の氏名

※上記項目を満たしていない場合でも助成対象になる場合がありますので、詳しくは保健センターにご相談下さい。

ステップ

3

助成金を申請



保健センターにある『国民健康保険人間ドック受診費用助成金交付申請書』に必要事項を記載の上、人間ドック結果票の写しと**領収書**を添付して申請してください。

- ・申請の際には、印鑑と振込口座の分かるものを持参して下さい。
- ・人間ドック受診日の属する月の翌月から6か月を経過すると申請が出来ません。
- ・申請の際に、簡単な問診(既往歴や服薬歴など)をさせていただきます。

※提供された人間ドックの健診結果については、村保健事業の向上のため、医療分析や特定保健指導などに活用させていただきます。

受診した人間ドックの費用が助成される

お問い合わせ先

保健福祉総合センター(福祉医療係) ☎ 2-2040

